

議員提出議案第1号

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び和歌山県議会会議規則（昭和31年議決）第14条の規定により提出します。

令和2年6月26日

提出者

和歌山県議会議員

藤山将材

長坂隆司

奥村規子

多田純一

和歌山県議会議長 岸本 健 様

和歌山県条例第 号

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、令和2年7月1日から同年9月30日までの間においては、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和歌山県条例第41号）第1条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる議員報酬の額については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（議会の議員の議員報酬の特例に関する条例及び議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の廃止）

- 2 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成16年和歌山県条例第38号）及び議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例（平成25年和歌山県条例第36号）は、廃止する。

（理由）

新型コロナウイルス感染症が県民生活や地域経済に多大な影響を及ぼす中、支援に必要な本県財政の財源の一助とするため、この条例案を提出するものであります。